d－クロプロステノール又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤	牛	（略）	1日量として1頭当たりd－クロプロステノールとして0.15mg以下の量を筋肉内に注射すること。
	豚	（略）	1日量として1頭当たりd－クロプロステノールとして0.075mg以下の量を筋肉内に注射すること。
（略）	（略）	（略）	（略）

注　1～20　（略）

d－クロプロステノールを有効成分とする注射剤	牛	（略）	1日量として1頭当たり0.15mg以下の量を筋肉内に注射すること。
	豚	（略）	1日量として1頭当たり0.075mg以下の量を筋肉内に注射すること。
（略）	（略）	（略）	（略）

注　1～20　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○海上保安庁告示第三号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年一月二十一日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称	五島市沖洋上風力発電八号施設灯
位置	
所在地	崎山港沖防波堤南灯台（長崎県五島市）の東方約一一キロメートル
北緯	三二―四〇―一七
東経	一二九―〇〇―一一
灯質	群せん黄光　毎六秒に二せん光
光度	実効光度八〇カンデラ
光達距離	五・〇カンデラ
点灯年月日	令和七年八月八日
記事	一　本灯は、洋上風力発電施設の周囲に三個設置されていて、三個の灯火は同期している。 二　洋上風力発電施設の水面上から一五メートルまでの全周を黄色で塗装している。 三　五島フローティングウィンドファーム合同会社管理

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域A灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・六キロメートル）
北緯	三五―三七―五一
東経	一四〇―〇〇―四八
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	単せん黄光　毎四秒に一せん光
光度	実効光度五四カンデラ
光達距離	四・五海里
点灯年月日	令和七年八月十九日
記事	東京都港湾局管理

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域B灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・八キロメートル）
北緯	三五―三八―〇三
東経	一四〇―〇一―〇二
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	単せん黄光　毎四秒に一せん光
光度	実効光度五四カンデラ
光達距離	四・五海里
点灯年月日	令和七年八月十九日
記事	東京都港湾局管理

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域G灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・三キロメートル）
北緯	三五―三七―五一
東経	一四〇―〇一―一七
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	単せん黄光　毎四秒に一せん光
光度	実効光度五四カンデラ
光達距離	四・五海里
点灯年月日	令和七年八月十九日
記事	東京都港湾局管理

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域H灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯	三五―三七―四三
東経	一四〇―〇〇―五八
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	単せん黄光　毎四秒に一せん光
光度	実効光度二一カンデラ
光達距離	三・〇海里
点灯年月日	令和七年八月十九日
記事	東京都港湾局管理

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域J灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・一キロメートル）
北緯	三五―三七―三九
東経	一四〇―〇一―〇二
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	単せん黄光　毎四秒に一せん光
光度	実効光度五四カンデラ
光達距離	四・五海里
点灯年月日	令和七年八月十九日
記事	東京都港湾局管理

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域K灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯	三五―三七―四三
東経	一四〇―〇〇―五八
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	単せん黄光　毎四秒に一せん光
光度	実効光度二一カンデラ
光達距離	三・〇海里
点灯年月日	令和七年八月十九日
記事	東京都港湾局管理

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域L灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四七
東経	一四〇―〇〇―五二
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	単せん黄光　毎四秒に一せん光
光度	実効光度二一カンデラ
光達距離	三・〇海里
点灯年月日	令和七年八月十九日
記事	東京都港湾局管理